

地球温暖化に伴う気候変動や開発行為等により水循環に大きな変化

洪水の頻発・激甚化、渇水の頻発・長期化、生態系への悪影響

県民の生命・財産・生活、豊かな県土が脅かされている

健全な水循環を保全していくことが不可欠

水循環保全条例を制定

健全な水循環の保全を図り、県民生活の安定向上及び本県の経済社会の健全な発展に寄与する。

目的(条例第1条)

健全な水循環の保全について**基本理念**を定め、県、事業者、土地所有者等、県民の**責務**を明らかにし、健全な水循環保全のための**基本的施策**、**水源保全地域**での**適正な土地利用の確保**を図るための措置等を定めることにより**健全な水循環の保全**を図り、**県民生活の安定向上と本県の経済社会の健全な発展**に寄与すること。

基本理念(条例第3条)

- 健全な水循環の保全は、現在及び将来の県民が、**良質な飲料水等を確保し、その他水循環がもたらす恵みを持続的に享受できる**よう適切に行うこと。
- 健全な水循環の保全は、水が育む流域の豊かな自然環境が県民生活や産業・文化の発展に果たす役割を踏まえ将来にわたり持続的に行うこと。

責務(条例第4条～第7条)

「県の責務」「事業者の責務」「土地所有者等の責務」「県民の責務」を規定。

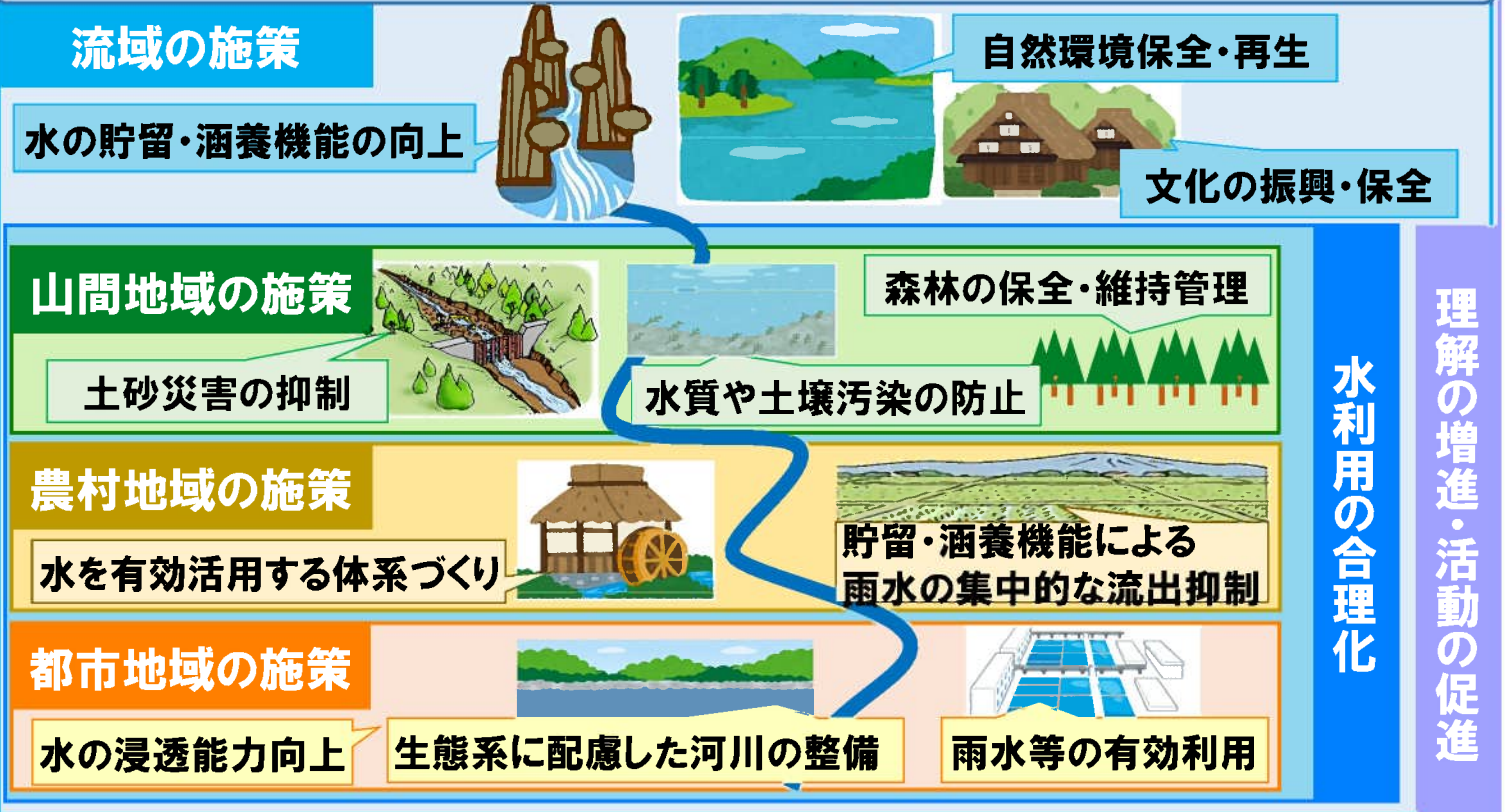
静岡県水循環保全本部(条例第8条)

健全な水循環の保全に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため設置。

静岡県水循環保全条例の概要

3

健全な水循環の保全に関する基本的施策(条例第9条～第14条)



静岡県水循環保全条例の概要

4

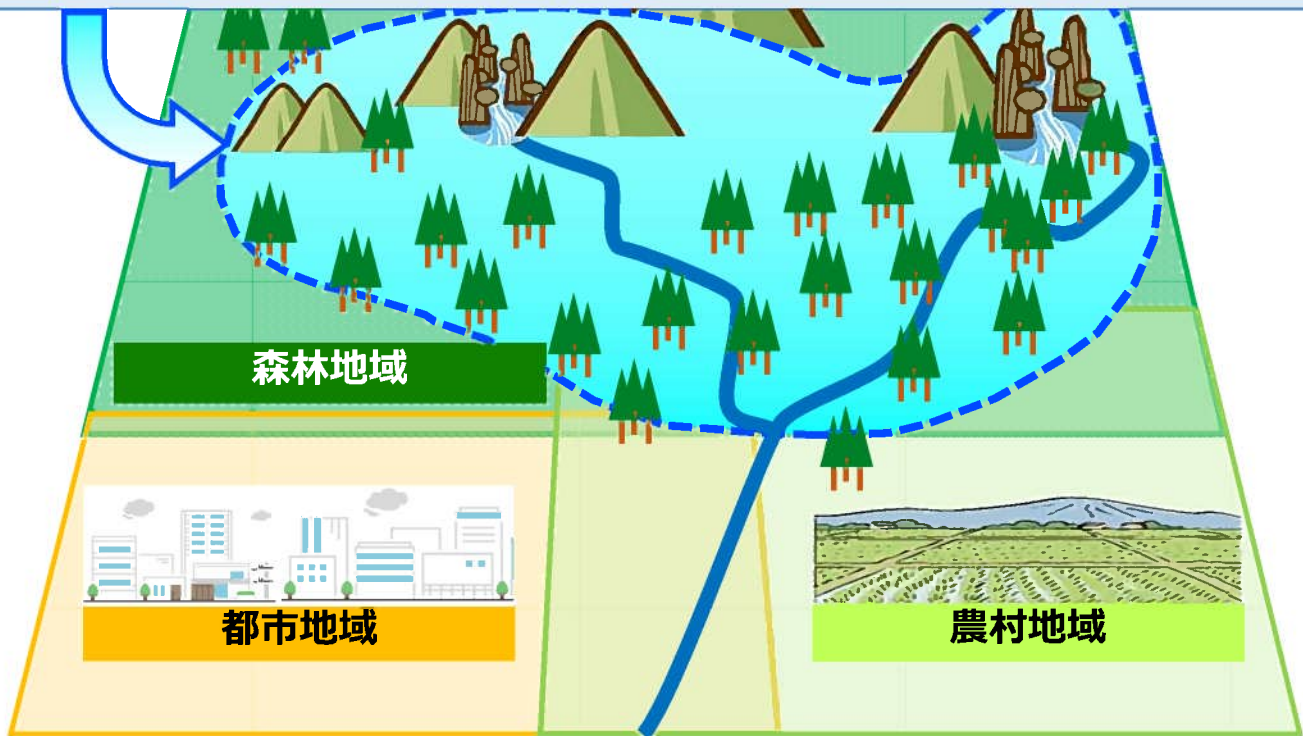
流域水循環計画(条例第15条)

流域における健全な水循環の保全に関する施策の効果的な推進を図るため、必要な**流域毎に流域水循環計画を定める**。

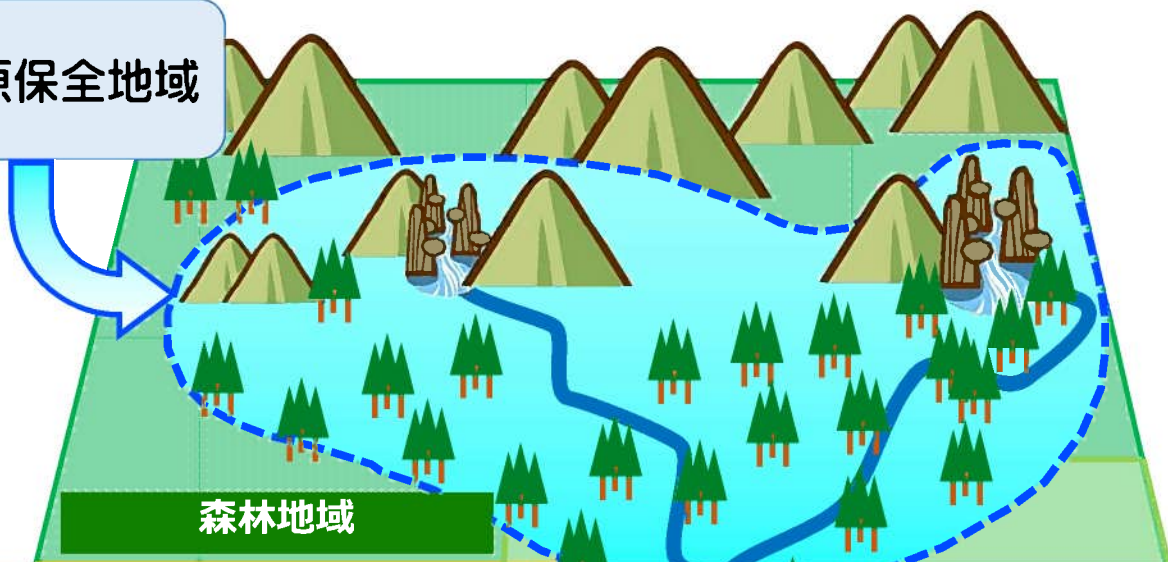


水源保全地域(条例第16条)

水源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域を、水源保全地域として指定する。



水源保全地域



土地取引・開発行為の届出(条例第17・18条)

- 【土地取引】土地所有権等に移転し、又は設定する契約を締結しようとするときは、締結予定日の2月前までに届出が必要。
- 【開発行為】土地の形質変更、地下水採取設備の設置等の開発行為を行おうとする者は、着手予定日の2月前までに届出が必要。
- 健全な水循環の保全のために特に必要があるときは届出者に対し指導を行う。